

京都市消防局訓令甲第5号

各 部
防 災 危 機 管 理 室
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防署組織規程の一部を次のように改正する。

平成17年3月31日

京都市消防局長 森澤正一

第4条予防課の項第3号中「事業所の」を削り、「及び」の右に「事業所の」を加え、同項第4号中「及び」を「並びに」に改め、「消防用設備等」の右に「及び特殊消防用設備等」を加え、同条警防課の項第4号中「調査等」を「調査」に改め、同項第5号中「事業所の」を削り、「及び」の右に「事業所の」を加え、同項第7号を次のように改める。

(7) 地域における防火及び防災に係る安全指導に関すること。

第10条第6号中「調査等」を「調査」に改め、同項第7号中「事業所の」を削り、「及び」の右に「事業所の」を加え、同項第9号を次のように改める。

(9) 地域における防火及び防災に係る安全指導に関すること。

別表第2京都市右京消防署御室消防出張所の項の次に次の1項を加える。

京都市右京消防署京北消防出張所 | 京都市右京区京北下中町勝山田8番地 |

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

(消防局総務部企画課)